

2020年 3月10日

滋賀県知事 三日月 大造 様
滋賀県教育委員会教育長 福永 忠克 様

日本労働組合総連合会
滋賀県連合会(連合滋賀)
会 長 柿 迫 博

「新型コロナウイルス感染症対策」における

小中高校等の臨時休校などに関する緊急要請

貴職におかれましては、益々ご活躍のこととお慶び申し上げます。また、日頃は連合滋賀の活動に対しまして、ご高配を賜り深く感謝申し上げます。

さて、「新型コロナウイルス感染症」が国内で発症し、先般2月27日、安倍首相は、全国すべての小学校約2万校（約636万人）、中学約1万校（約321万人）、高等学校約4800校（約316万人）、特別支援学校約1100校（約14万人）などに、3月2日から春休みまで臨時休校とする旨、要請をされました。

この度の突然の要請を受け、子どもや保護者をはじめ、企業、学校関連事業者など、日本全体に混乱が広がっています。また、安倍首相は「国民生活や経済への影響が最小となるような法案を早急に準備する」とも発言されました。

先日、滋賀県内でも感染者が確認されたとの発表がありましたが、子どもや保護者の不安を解消するための環境整備や関連企業への支援など、国と連携し速やかな対応策の策定・実施、実効性のある柔軟な対応の実施など、下記の通り要請いたします。

記

I. 子どもの居場所確保や学びの保障などについて

1. 学校保健安全法第20条に「学校の設置者（※国、地方自治体、学校法人）は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる」とされていることから、休校する期間などについて、各市町および市町の教育委員会による判断を妨げないものとする。
2. 「新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するための臨時休業の措置であるという趣旨を児童生徒に理解させ、人の集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごすよう指導すること」（2月28日、文部科学事務次官通知）とあるが、保護者が小学校及び中学校、高等学校、特別支援学校に通う児童、生徒を家庭に置いてお

くことの不安を解消するために、企業等に対し特別な有給休暇の付与やテレワークの促進など、実効性のある策を働きかけること。

3. 子どもが授業を受けられないことにより、学習に遅れが生じないよう必要かつ柔軟な措置を講じるとともに、教育課程の修了や卒業の認定、進級や進学に不利益が生じないようにすること。また、障がいのある子どもや虐待の恐れがある子どもの居場所を確保すること。
4. 子どもの学校の休校や新型コロナウイルスの感染などで開所が困難になる保育所や学童保育が出ることが予想されることから、予防措置を含めた対策を講じること。
5. 感染防止に関する措置を講じた上でなお利用者や職員の感染が確認された場合には、他の利用者の感染検査の速やかな実施体制を確保すること。

(個々の対応・対策)

- ・学童保育は休所しないことから、希望するすべての小学校の子どもが学童保育を利用できるよう、十分な人員と場所を確保することができるよう支援すること。また、感染が起きた場合の対策などについて周知徹底するとともに、消毒薬やマスクなど優先的に供給する体制を確保すること。
- ・休所しない幼稚園・保育所・認定こども園について、マスクや消毒液等が不足しないよう対策を講じること。また、通園・通所について、現場で混乱が生じないようガイドラインを示すこと。
- ・図書館や公民館などの社会教育施設については、備品の定期的な消毒や換気、職員・利用者の健康確認や定期的な手洗い・うがい・飲水、職員のマスクの着用等（以下、「感染防止に関する措置」という。）を行い、子どもの居場所として開所すること。
- ・子ども食堂については、給食がなくなることで、メインの食事とならざるを得ない子どももいることから、感染防止に関する措置を行うとともに、安定的に運営できるよう必要な支援を行うこと。

II. 子どもの居場所以外で求められる対応について

1. 医療機関、介護サービス事業者、障害福祉サービス事業者、認定こども園、保育所、幼稚園、児童養護施設など社会的養護に係る施設、DVのシェルター、救護施設等（以下、「医療機関等」という。）の開所を継続するために、感染防止に関する措置を徹底すること。また、マスクや消毒薬、防護服等を優先的に供給すること。
2. 感染防止に関する措置を講じた上でなお施設内感染が発生した場合には、開所者は免責されることを明確にすること。また、子どもが感染した場合の対応方針を明確にすること。
3. 医療機関等において職員・利用者の感染が確認された場合や利用していた者の感染が確認された場合の、他の利用者の感染検査の速やかな実施体制を確保すること。

Ⅲ. 保護者が安心して子育てしながら働き続けられる環境の整備について

1. 企業規模、雇用・就労形態に関わらない対応等

(1) 小学校や中学校、高等学校、特別支援学校に通う児童、生徒だけでの留守番が難しい場合もあることから、在宅勤務制度がない職場も含め、保護者が柔軟な働き方ができるよう企業等に対し働きかけを行うこと。

(2) 新型コロナウイルスに感染した、あるいは感染が疑われる労働者や家族に対するハラスメントや差別の防止対策と、併せて個人情報保護を徹底すること。

2. 教育関連で働く労働者への対応

(1) 休校を理由として、有期労働契約の教職員などの安易な雇止めが行われることのないよう、周知と指導を徹底すること。

(2) 学校関連の事業で就労する労働者や、学習塾・習い事など子どもの教育等を担う場で就労している者についても、休校および営業の自粛措置が賃金・報酬に影響しないよう必要な支援を行うこと。

Ⅳ. 周知および今後について

1. 上記の施策について、労働者および使用者に分かりやすく周知すること。

2. 保護者が外国人である場合、やさしい日本語・母国語または理解可能な言語を用い、情報の周知を行うとともに相談に対し適切に対応すること。

3. 雇用類似で働く者を含め雇用保険に加入できない者についても、休業や時間短縮などにより減収となる場合、報酬額などを把握したうえで、通常の労働者と同様の所得補償が実施されるよう、新たな補償制度について検討を国に働きかけること。

4. 各種イベントの中止や観光客の減少など、学校関連以外に新型コロナウイルス感染症の影響を受ける労働者に対しても必要な支援を積極的に行うこと。

以 上